

家庭用パソコンのリサイクルに御協力ください

家庭で不用になったパソコンは、資源を有効活用するために各メーカーにより回収・リサイクルされています。ごみとして出さず、各メーカーが定める方法でリサイクルするよう御協力をお願いします。

対象機器/デスクトップパソコン・ノートパソコン・ディスプレイ ※パソコンの付属機器(キーボード、マウス、ケーブル等)も併せて回収できます。

	PCリサイクルマークの付いている製品	リサイクル料金は必要ありません	メーカーに回収を申し込んでください。
	PCリサイクルマークの付いていない製品	リサイクル料金の支払いが必要です	料金はメーカーによって異なります。各メーカーにお問い合わせください。

メーカー連絡先等の問合せ先 (一社)パソコン3R推進協会 ☎03-5282-7685 ホームページ <http://www.pc3r.jp/>

家電リサイクル法の対象品目

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンは法律により大きさに関係なく消費者がリサイクル料金を負担し、リサイクルすることが義務付けられているため、ごみとしての収集はできません。

対象品目をごみステーションに排出することや、旭川市廃棄物処分場に持ち込むことはできません。また、分解して捨てることも法律違反となります。

●リサイクル料金について(平成29年4月1日からの料金)

品目	リサイクル料金(税込み)	品目	リサイクル料金(税込み)
テレビ (ブラウン管式)	小(15型以下) ▶ 1,296円	冷蔵庫・冷凍庫	小(170ℓ以下) ▶ 3,672円
	大(16型以上) ▶ 2,376円		大(171ℓ以上) ▶ 4,644円
テレビ (液晶式・プラズマ式)	小(15型以下) ▶ 1,836円	洗濯機 衣類乾燥機	2,484円
	大(16型以上) ▶ 2,916円	エアコン	972円

※目安として、多くのテレビは画面の斜めの長さが38.1cmより長いと16型以上となります。

※一部、上記と異なるリサイクル料金を設定しているメーカーもあります。
※メーカー別のリサイクル料金は、(一財)家電製品協会 家電リサイクル券センターで確認できます。
(URL▶<http://www.rkc.aeha.or.jp/> ☎0120-319-640)

●郵便局でのリサイクル料金支払方法

- (1)リサイクル料金の確認などに必要になりますので、事前に次の情報を確認してください。
①製造メーカー ②テレビの場合は画面のサイズ ③冷蔵庫・冷凍庫の場合は内容積(リットル数)
(2)郵便局窓口で家電リサイクル券を入手し、所定事項を記入してください。
(3)上記(1)の情報に基づき、リサイクル料金を確認し、家電リサイクル券に付いている振替払書を用いてATMまたは窓口で、リサイクル料金を振り込んでください。(振込手数料が必要で、また、必ず、振替払受付書に郵便局の日付印をもらってください。)

●処理をする場合

処理方法	処理費用
買い換えの場合	新しい商品を購入する販売店に引取義務があります。購入時、又は購入後に販売店に処理を依頼してください。
処分のみの場合	以前、商品を購入した販売店に引取義務があります。購入した販売店に処理を依頼してください。
●以前購入した販売店が廃業してしまった ●引越し等で購入した販売店が遠方であるなど、以前購入した販売店等に処理を依頼できない場合	[1]市(クリーンセンター)に処理を依頼する。 電話(36-2176)で申込みをして、収集日や処理手続き等を確認後、郵便局でリサイクル料金を支払い、大手スーパーなどで収集・運搬手数料シール(2,800円)を購入してください。 ※クリーンセンターに依頼する場合の収集・運搬料金は1点につき2,800円です。 ※収集時に立会いが必要となる場合があります。 ※収集・運搬料金は、販売店、許可業者によって異なります。
	[2]市指定の許可業者に処理を依頼する。 旭川清掃事業協同組合(36-8003)で、収集日や処理手続きなどの確認をしてください。
	[3]自分でメーカー指定引取所へ持ち込む。 郵便局でリサイクル料金を支払った後、リサイクル券と一緒に次のメーカー指定引取所にお持ち込みください。 ①札幌通運(株)旭川支店 (永山北1条7丁目38番地 ☎48-2101) ②(株)鈴木商会道北支店 旭川事業所(永山北4条6丁目1番3号 ☎47-0000)

※番号のお掛け間違いに御注意ください。

市が収集できない家庭ごみ

●処理が困難なもの(旭川市廃棄物処分場に持ち込むことはできません)

販売店や専門の業者に引取りを依頼してください。

タイヤ		タイヤ販売店やガソリンスタンドなどへ
バッテリー		バッテリーリサイクル協力店(自動車電装品業者)、カー用品店などへ
ガスボンベ		販売店へ 販売店が不明なときは、(一社)北海道LPガス協会上川支部へ(☎46-3220)
消火器		(株)消火器リサイクル推進センター(☎03-5829-6773) URL(http://www.ferpc.jp/) 職業別電話帳(タウンページ)の消防用設備・用品・保守点検のページを参考に専門業者へ
廃油(エンジンオイルなど)		販売店又は専門処理業者へ
塗料・シンナー		販売店又は専門処理業者へ
バイク		廃棄二輪車取扱店の表示のある販売店 旭川市再生資源協同組合へ(☎23-3345)
農機具		販売店又は専門処理業者へ
農薬・劇薬		販売店又は専門処理業者へ
ピアノ		販売店又は職業別電話帳(タウンページ)の楽器業のページを参考にピアノ買取業者へ
注射器		かかりつけの医療機関または調剤薬局へ
ボタン型電池		電器店、時計店、ホームセンターなど「ボタン電池回収箱」の設置されているお店に持参
充電式電池		「小型充電式電池リサイクル協力店」に加入の電器店やホームセンターなどに持参 ※発熱・発火の恐れがあるため、両極にセロハンテープを貼って絶縁し、専用の回収箱「リサイクルボックス」に出してください。

ごみ処理手数料の減免(指定ごみ袋の交付)について

次の世帯を対象にごみ処理手数料の減免(指定ごみ袋の交付)を行っています。減免を受けるには申請が必要です。

1 減免対象世帯と申請に必要なもの

対象となる世帯	申請に必要なもの
①生活保護法に基づく保護を受けている世帯	保護手帳
②3歳未満(0~2歳)の乳幼児を扶養し、紙おむつを常用している世帯	母子手帳(または健康保険証、乳幼児等医療費受給者証)
③旭川市の紙おむつ購入助成(給付)を受けている高齢者がいる世帯 または紙おむつの助成を受けている障害者(在宅に限る)がいる世帯	家族介護用品購入助成認定通知書又は旭川市日常生活用具給付決定通知書

2 減免の内容……… 交付する指定ごみ袋の枚数は、対象区分や世帯人員、申請時期によって異なります。

3 申請の受付場所… 6条通9丁目 市役所総合庁舎8階 環境政策課 ☎25-6324

※代理申請の場合は、本人確認ができるものが必要となります。詳しくは、環境政策課にお問い合わせください。

地域清掃・ボランティア清掃ごみ袋を配付します

- 道路、公園等の公共の場所を清掃した場合に排出されるごみ
落ち葉も対象ですが、私有地から出る落ち葉は対象となりません。ただし、町内会等が地域清掃として行ったものは対象となります。また、個人住宅や集合住宅、事業所などの敷地内から発生する刈草や剪定枝及び落ち葉などは対象となりません。
- ごみステーションの清掃により排出されるごみ
カラスなどにより散らかされたごみを清掃する場合は対象です。ただし、ルール違反のごみを片付けた場合は対象となりません。
- その他使用方法、配付場所等については、旭川市クリーンセンター☎36-2213にお問い合わせください。